北海道告示第　11196　号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第８条第２項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和５年１月27日までに北海道空知総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和４年９月27日

北海道知事　鈴木　直道

１　届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザたきかわ

滝川市南滝の川131番１号　ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱ＨＣキャピタル株式会社　　代表取締役　柳井　隆博

東京都千代田区丸の内１丁目５番１号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住　　所
ＺＡＫＡＮＡＫＡ株式会社	代表取締役 永野　雅一	福岡県福岡市東区多の津２丁目６番３号
株式会社アルカスインターナショナル	代表取締役 内山　誠一	兵庫県神戸市中央区港島中町６丁目８番１
株式会社エコノス	代表取締役 長谷川　勝也	札幌市白石区北郷４条13丁目３番25号
株式会社チヨダ	代表取締役 町野　雅俊	東京都杉並区荻窪４丁目30番16号
株式会社ニトリ	代表取締役 武田　政則	札幌市北区新琴似７条１丁目２番39号
株式会社パティズ	代表取締役 齋藤　啓一	福島県会津若松市インター西31
株式会社メガネトップ	代表取締役 冨澤　昌宏	静岡県静岡市葵区伝馬町８番地の６
株式会社ワッツ東日本販売	代表取締役 山野　博幸	東京都北区赤羽２丁目51番３号
ＤＣＭ株式会社	代表取締役 石黒　靖規	東京都品川区南大井６丁目22番７号
株式会社ツルハ	代表取締役 八幡　政治	札幌市東区北24条東20丁目１番21号
株式会社北海道三喜	代表取締役 藤本　幸一	札幌市白石区栄通20丁目12番20号
イオン北海道株式会社	代表取締役 青柳　英樹	札幌市白石区本通21丁目南１番10号

（変更後）

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住　　所	変更事項
ＺＡＫＡＮＡＫＡ株式会社	代表取締役 桑島　光雄	福岡県福岡市東区多の津２丁目６番３号	ア
株式会社アルカスインターナショナル	代表取締役 内山　誠一	兵庫県神戸市中央区港島中町６丁目８番１	
株式会社エコノス	代表取締役 長谷川　勝也	札幌市白石区北郷４条 13 丁目３番 25 号	
株式会社チヨダ	代表取締役 町野　雅俊	東京都杉並区荻窪４丁目 30 番 16 号	
株式会社ニトリ	代表取締役 武田　政則	札幌市北区新琴似７条１丁目２番 39 号	
株式会社パティズ	代表取締役 齋藤　啓一	福島県会津若松市インター西 31	
株式会社メガネトップ	代表取締役 冨澤　昌宏	静岡県静岡市葵区伝馬町８番地の６	
株式会社ワッツ東日本販売	代表取締役 山野　博幸	東京都北区赤羽２丁目 51 番３号	
ＤＣＭ株式会社	代表取締役 石黒　靖規	東京都品川区南大井６丁目 22 番７号	
株式会社ツルハ	代表取締役 八幡　政浩	札幌市東区北 24 条東 20 丁目１番 21 号	イ
株式会社北海道三喜	代表取締役 藤本　幸一	札幌市白石区栄通 20 丁目 12 番 20 号	
イオン北海道株式会社	代表取締役 青柳　英樹	札幌市白石区本通 21 丁目南１番 10 号	

(4) 変更の年月日
上記(3)ア　令和４年３月１日
上記(3)イ　令和４年９月 15 日

(5) 変更する理由
上記(3)ア　代表者変更のため
上記(3)イ　代表者氏名錯誤のため

２　届出年月日
令和４年９月 15 日

３　届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所
北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道空知総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間
令和４年９月 27 日（火）から令和５年１月 27 日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の１月３日までを除く。）

(3) 縦覧時間
午前８時 45 分から午後５時 15 分まで